

1. 件名：新型転換炉原型炉（ふげん）原子炉設置変更許可申請に係る原子力委員会との面談

2. 日時：令和5年12月7日（木）11時00分～11時35分

3. 場所：中央合同庁舎8号館 6階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

栗崎企画調査官、真田安全審査官、上野管理官補佐

原子力委員会

上坂委員長、岡田委員

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局

山田参事官、梅北参事官、参事官（原子力担当）付 笹川補佐、下村補佐
他3名

5. 議事要旨

(1) 原子力規制庁から、原子力委員会定例会議での説明を予定している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可申請について、配付資料に基づき説明を行った。

(2) 原子力委員会から、以下の事項等について質問があった。

- ・本申請の背景
- ・意見聴取文のなお書きにおいて記載されている「使用済燃料を再処理することにより得られるプルトニウムを他国に譲り渡すこと自体の是非」の意味
- ・「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（平成30年7月31日 原子力委員会決定）に上記の「他国に譲り渡すことの是非」について言及がないにもかかわらず「基本的考え方」との整合性を原子力委員会にて判断する旨の文章を付した理由
- ・他の諮問文では、「再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときには、政府の承認を受ける」との文言があり、ここでいう「政府の承認」は使用済燃料等の輸出行為に対する外為法や貿管令等に基づく承認との回答を規制庁から得ているが、そうだとすると経済産業省が所管しているはずであるにもかかわらず、なぜ原子力委員会への意見聴取にのみ、このなお書きが付されているのかの理由

(3) 原子力規制庁から、以下のとおり回答した。

- ・本申請の背景は、当初、ふげんの使用済燃料は東海再処理施設で再処理することとしていたが、当該施設が廃止措置となり、再処理できなくな

ったことを踏まえ、原子力機構がオラノ・リサイクルと契約を締結し、プルトニウムをフランスに譲渡することとして、使用済燃料の処分の方法を変更するものである。

- ・意見聴取文のなお書きは、原子力規制委員会で委員から、「本申請に係る審査のポイントは、回収されるプルトニウムの取扱いについて、政府レベルで決まったことに併せて記載を変更するというところだけを確認したということ」という旨の発言があったように、再処理によって回収されるプルトニウムを他国に譲り渡すことの是非については、原子力規制委員会の確認の範囲外であることを明確にしたかったために記載したものである。また、ふげんの使用済燃料から回収されるプルトニウムの利用方針については、2023年9月の原子力委員会において、原子力機構に対して説明を求め、審議されていると認識していることから記載したものである。
- ・原子力委員会への意見聴取にのみになお書きを付した理由は、原子力機構からの説明によると、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」に基づき、我が国のプルトニウム保有量が現在の水準を超えることがないように、オラノ・リサイクル社に譲渡することを反映するために原子炉設置変更許可申請を行ったとのことからである。また、「基本的考え方」は原子力委員会において決定したものであることから、原子力機構の回収されるプルトニウムの利用方針と「基本的考え方」との整合性は、経済産業省ではなく原子力委員会において判断されるものと考えたためである。

(4) 原子力委員会から、当委員会の「基本的な考え方」では回収プルトニウムを他国に譲渡することの是非について示していないので、この点の是非について判断せよというのは論理が飛躍していると考えるが、本日の説明を踏まえて、原子力委員会定例会議でも、なお書き部分の確認を行うとともに、答申にはなお書きに対応した文章を挿入したいとの発言があった。

6. 配付資料

- 資料1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について
- 資料2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請（使用済燃料の処分の方法の変更）の概要について
- 資料3 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書に関する審査の概要